

医薬発0401第48号
令和6年4月1日

各 $\left(\begin{array}{c} \text{都道府県知事} \\ \text{保健所設置市長} \\ \text{特別区長} \end{array} \right)$ 殿

厚生労働省医薬局長
(公 印 省 略)

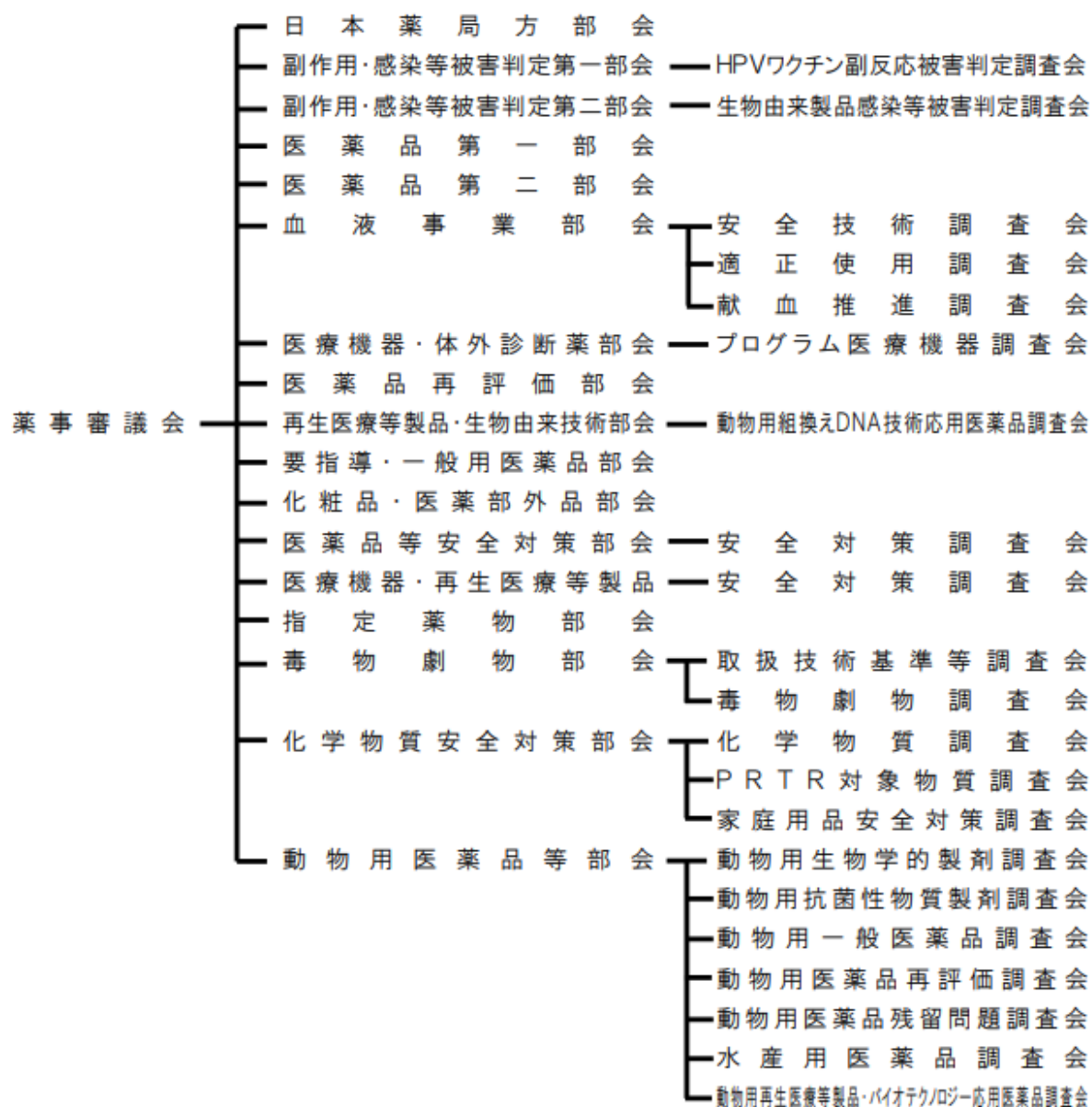
「生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令」の施行等について

生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律（令和5年法律第36号。以下「整備法」という。）については、令和5年5月26日に公布され、整備法第12条の規定による厚生労働省設置法（平成11年法律第97号）の改正については、本日から施行されます。また、生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和6年政令第102号。以下「整備等政令」という。）が令和6年3月29日に別添のとおり公布され、整備等政令第14条の規定による薬事・食品衛生審議会令（平成12年政令第286号）の改正についても、本日から施行することとされました。これにより、薬事・食品衛生審議会の組織及び調査審議事項等について所要の見直しが行われ、本日、薬事分科会が廃止され、「薬事・食品衛生審議会」は「薬事審議会」として改組されることになりました（別紙参照）。

これに伴い、既存の通知等における薬事・食品衛生審議会に係る記載については、今後、当該通知等を改正する際に所要の改正を行うこととし、それまでの間、「薬事・食品衛生審議会」とあるのは「薬事審議会」と読み替えるなど、必要な読替え等を行った上で、引き続き適用されるものと取り扱うこととしますので、御了知の上、貴管内市町村、関係団体、関係機関等へ周知いただきますようお願いいたします。

(令和6年4月1日現在)

薬事審議会組織図



本委員
定員 20 人以内

部会 17
調査会 21